

# 通所型サービスの実施基準について

別紙資料2

通所型サービス	介護予防通所サービス		生活支援通所サービス				
	(現行相当)		(基準緩和型)				
サービス対象者	要支援1・2、事業対象者		要支援1・2、事業対象者				
サービスの利用目的	機能回復のための運動が必要 入浴・食事・排泄などの身体介護が必要 等		健康維持のための運動・外出・交流を主な目的 入浴・排泄・食等の介助が不要な場合 等				
提供サービス等	現行の介護予防通所介護と同じ		身体機能向上・維持のための機能訓練 健康維持や認知症予防を目的とした体操・各種レクリエーション				
サービス提供時間	利用者の状態やサービス内容に応じ、介護予防通所介護計画において設定						
食事・入浴・送迎	食事・入浴・送迎の提供・実施は任意						
予防ケアプラン	介護予防ケアプラン(様式は従来と同様)						
通所介護計画	従来の介護予防通所介護計画書と同等のものを作成						
基本報酬(単位)	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	1回				
	1,647 単位/月	3,377 単位/月	329 単位/回				
基本報酬の減算	-		国基準額の約8割				
生活機能向上グループ活動	100 単位/月		加算なし				
運動機能向上	225 単位/月						
栄養改善	150 単位/月						
口腔機能向上	150 単位/月						
選択的サービス複数実施Ⅰ	480 単位/月		加算なし				
選択的サービス複数実施Ⅱ	700 単位/月		加算なし				
事業所評価	120 単位/月		加算なし				
若年性認知症利用者受入加算	240 単位/月		加算なし				
サービス提供体制強化Ⅰイ	72 単位/月	144 単位/月	加算なし				
サービス提供体制強化Ⅰロ	48 単位/月	96 単位/月	加算なし				
サービス提供体制強化Ⅱ	24 単位/月	48 単位/月	加算なし				
中山間地域等における小規模事業所	-		加算なし				
処遇改善Ⅰ～Ⅳ	現行の介護予防給付と同じ		加算なし				
利用定員の超過 看護・介護職員が基準未満	基本報酬 × 0.7						
同一建物減算	-376 単位/月	-752 単位/月	-94 単位/回				
加減算の要件	現行の介護予防給付と同じ						
利用者負担	現行の介護予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)						
限度額管理	あり(事業対象者・要支援1 ⇒ 5,003単位 要支援2 ⇒ 10,473単位)						
請求方法	国保連合会経由						
事業の認可	市町村による事業所指定						
想定事業者	現行の(介護予防)通所介護事業所						
通所介護事業所と一体的に運営	人員基準等	管理者	生活相談員	看護職員	管理者	生活相談員	
	(配置数等)	通所介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要		介護予防通所サービスの人員に加えて、生活支援通所サービス利用者の数に応じて必要数			
	人員基準等	機能訓練指導員	介護職員		介護職員		
	(配置数等)	通所介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要		介護予防通所サービスの人員に加えて、生活支援通所サービス利用者の数に応じて必要数			
	利用定員	利用定員は、通所介護事業所と介護予防通所サービス事業所の利用者を合算した数で設定			利用定員は、生活支援通所サービス事業所の利用者のみで設定		
単独で運営	人員基準等	管理者	生活相談員	看護職員	管理者	生活相談員	
	(配置数等)	常勤1名 (兼務可)※2	1以上必要数	1以上必要数	常勤1名 (兼務可)※2	1以上必要数	
	(資格等)	不要	介護福祉士等	看護師等	不要	介護福祉士等	
	人員基準等	機能訓練指導員	介護職員 ※1		介護職員 ※1		
	(配置数等)	1以上必要数	介護予防通所サービスの利用者数が15人以下なら専従1以上、15人を超える場合は超えた数0.2を乗じた数+1		利用者数が15人以下なら専従1以上、15人を超える場合は超えた数に0.2を乗じた数+1		
	(資格等)	理学療法士等	不要		介護福祉士、介護支援専門員、福祉サービス又は保健医療サービスを直近5年間のうち常勤で2年以上従事した者、市の指定する研修修了者		

※1 当該サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数

※2 業務に支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能